



令和2年7月13日

港湾空港関係功労者等を表彰

～「北海道開発局港湾空港関係功労者表彰」及び「北海道開発局海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰」～

北海道開発局は、「北海道開発局港湾空港関係功労者表彰」※¹及び「北海道開発局海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰」※²（北海道開発局長表彰）の表彰者を別紙のとおり決定しましたので、お知らせします。

この表彰は、港湾空港整備事業の推進を目的として、港湾空港関係の業務等に関し、功労のあった方々を対象に平成18年度から実施しています。

例年であれば、北海道開発局本局（札幌第1合同庁舎）において表彰式が行われますが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から本局での表彰式を行わずに、小樽及び稚内開発建設部から別紙のとおり感謝状及び表彰状を伝達することとなりました。

※1 「北海道開発局港湾空港関係功労者表彰」は、北海道開発局港湾空港関係の業務に関し、功労のあった者を表彰することにより、港湾空港整備事業の推進に資することを目的としています。

※2 「北海道開発局海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰」は、海の利用・開発、海洋環境保全に対する国民の理解と協力を得て、海洋・海事思想のより一層の普及に資することを目的としています。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

港湾空港部 港湾計画課 課長補佐 中道 隆司（内線5613）

港湾空港部 港湾計画課 総務係長 中島 正人（内線5610）



北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

○ 北海道開発局港湾空港関係功労者表彰受賞者

かみ おか ゆう じ
上 岡 雄 司 様 前岩内町長

さ さ き ま さ あ き
佐 々 木 正 明 様 株式会社ササキ 代表取締役 (稚内市)

○ 北海道開発局海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰受賞者

稚内のみなとを考える女性ネットワーク 様 (稚内市)

○ 感謝状及び表彰状の伝達について

☆上岡前岩内町長様への感謝状伝達

日 時 令和2年7月22日(水) 15時～
場 所 岩内町役場 3階 委員会室(岩内町字高台134番地1)
伝達者 小樽開発建設部長

☆(株)ササキ佐々木代表取締役様及び「稚内のみなとを考える女性ネットワーク」様への表彰状伝達

日 時 令和2年7月20日(月) 10時10分～
場 所 稚内地方合同庁舎 3階 共用会議室(稚内市末広5丁目6番1号)
伝達者 稚内開発建設部長

※上記感謝状及び表彰状の伝達に関しては、別途小樽及び稚内開発建設部からもお知らせいたします。

令和2年度 北海道開発局港湾空港関係功労者表彰及び
海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰について

【表彰概要】

◆北海道開発局港湾空港関係功労者表彰及び海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰は、港湾空港整備事業の推進を目的として、港湾空港関係の業務等に関し、功労のあった者を対象に、平成18年度から実施しています。

◆令和2年度の表彰者について

1 港湾空港関係功労者表彰

(1) 表彰基準第5条第5号（感謝状）

- ・前岩内町長 上岡 雄司 氏（岩内港 前港湾管理者）
町長4期16年（H15.10.9～R 1.10.8 在任）

《表彰事由》港湾の振興、発展や整備促進を通じて地域の発展に尽力され、その功績が特に顕著なため。

(2) 表彰基準第5条第6号（表彰状）

- ・株式会社ササキ 代表取締役 佐々木 正明 氏 [稚内市]
建設事業46年従事、役員歴42年

《表彰事由》港湾関係の建設事業の経営責任者であって、港湾整備の拡充に尽力され、その功績が顕著なため。

2 海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰

- ・稚内のみなとを考える女性ネットワーク（代表 岩本 明子 氏）[稚内市]

《表彰事由》

当該団体では、平成15年から、毎年5月にボランティアで稚内港北防波堤ドーム内に設置された花壇の雑草を取り除いた後、土を入れ替えてアルメリアの植樹を行うなど多くの市民や観光客が訪れる場所について景観を良くしようとする取組を実施しており、港内等の環境美化に貢献。

また、これら取組を通じて、「港」に関する理解を深め、必要な港湾整備やみなとまちづくりに女性の声を反映させ、「活気ある稚内」を再現する活動を実施してきた功績は誠に顕著であり、他の規範されるものである。

○北海道開発局港湾空港関係功労者表彰基準（抄）

（目的）

第2条 この表彰は、北海道開発局港湾空港関係の業務に関し、功労のあった者を表彰することにより、港湾空港整備事業の推進に資することを目的とする。

（受賞者の範囲）

第4条 受賞者は、北海道開発局港湾空港関係の業務に関連する次の各号に掲げる事業（以下「事業」という。）に従事する者（団体を含む。以下同じ。）のうちから選考するものとする。

- (1) 建設事業
- (2) 調査・設計事業
- (3) 建設機械等製造・修理事業
- (4) 作業船建造・修理事業
- (5) 港湾・空港の振興又は整備促進に関する事業
- (6) その他当局が所掌する港湾空港関係業務に関する事業
（表彰の事由等）

第5条 表彰は、次に掲げる功労が認められる者に対して行う。

- (1) 発明、考案、改良又は研究の功労
事業に関する有益な発明、考案、改良又は研究を行い、その功績が顕著な者
- (2) 永年勤続の功労
事業に従事する者で、永年にわたり当該業務に精励し、その勤務成績優秀にして他の模範となる者
- (3) 職責遂行又は事故防止の功労
事業に従事する者で、危険を顧みず職責を遂行し、又は重大な事故及び災害を未然に防止し、その功績が顕著な者
- (4) 人命又は船舶の救助等の功労
事業に従事する者で、作業中その付近において、危険を顧みず、人命又は船舶の救助、捜索に協力し、その功績が顕著な者
- (5) 振興、発展又は整備促進等の功労
港湾・空港の振興、発展若しくは整備促進又は港湾・空港思想の啓蒙普及に努め、その功績が特に顕著な者
- (6) その他の功労
 - イ 次のいずれかに該当する前条の事業の経営責任者であって、その功績が顕著な年齢50歳以上の者
 - (イ) 関係団体の役員として、12年以上在任している者
 - (ロ) 前条の事業に32年以上従事し、うち役員として10年以上在職している者
 - (ハ) 前条の事業を実施する団体の役員として15年以上在職している者
 - ロ その他前条に掲げる事業に関し、その功績が特に顕著と認められる者

○北海道開発局海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰基準（抄）

（目的）

第1条 北海道開発局管内における海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰（以下「表彰」という。）は、海の利用・開発、海洋環境保全に対する国民の理解と協力を得て、海洋・海事思想のより一層の普及に資することを目的とする。

（表彰の事由）

第2条 表彰は、海をきれいにするため、港内、海浜等の環境整備に概ね6年以上尽力し、港内、海浜等の美化活動に貢献した一般協力者（個人又は団体）の中から、他の模範となるにふさわしいと認められる者に対して行う。